

## 報道資料

令和 5 年 5 月 16 日

菊池市教育委員会

菊池市教育委員会は、下記のとおり職員の懲戒処分を行うこととしたので、菊池市職員の懲戒処分の公表に関する規程に基づき、公表します。

### 記

- 1 被処分者      （所属）教育部   （役職）主事   （性別）男性   （年齢）30 歳
- 2 処分発令日    令和 5 年 5 月 16 日
- 3 処分の種類    （被処分者）      懲戒処分   停職   5 月
- 4 処分の理由    （被処分者）      地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号  
                                          地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号

### （事案の概要）

被処分者は、令和 5 年 5 月 12 日（金）菊池市内で、職場の送別会で飲酒をした後、飲酒状態で自家用車を運転した。その後、菊池警察署により停車を命じられ、飲酒検査を受けたところ、0.55mg/ℓの数値を示し、酒気帯び運転で摘発された。

なお、上司についても、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたものとして、指導上の措置である文書訓告とする。

※本日、菊池市生涯学習センターKiCROSS（菊池市隈府 872 番地 1）2 階「大研修室」で午後 7 時 30 分より記者会見を行います。不明な点は下記までお問い合わせください。

### ■お問合せ先

菊池市教育委員会   学校教育課   総務係   TEL：0968-25-7230（倉原・岩根・本山）

### ■配信元

菊池市役所市長公室   広報交流係   TEL：0968-25-7252

## 職員の不祥事及び処分の公表について

昨日、5月15日付で公表した市教育委員会職員による飲酒運転の不祥事に関し、職員の懲戒処分を行うこととしましたので、菊池市職員の懲戒処分の公表に関する規程第2条第1項第2号の規定に基づき、添付のとおり公表します。

公務員の倫理が厳しく問われる中、また、飲酒運転の根絶に市職員が率先して取り組むべきところ、このような事態を招いたことは誠に遺憾であり、市民の皆様及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後も飲酒運転の根絶に向けて真摯に取り組むと共に、市民からの信頼回復に向けて、全力で努めてまいります。

令和5年5月16日

菊池市長 江頭 実  
菊池市教育長 音光寺 以章